

収蔵資料
調査報告書

15

片岡道二家文書

2013.3

宇治市歴史資料館

収 蔵 資 料
調 査 報 告 書

15

片岡道二家文書

宇治市歴史資料館

目次

凡例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

翻刻史料

No. 一一	年中勤方記（寛政四年）	6
No. 一二	芸州進物帳（文化二年）	8
No. 一五	芸州御用御茶無尽録（天保四年）	12
No. 一六	煎茶改の儀につき書状（年未詳）	25
No. 一七	若狭屋九右衛門煎茶支配につき書状（年未詳）	25
No. 一八	御茶支配につき乍恐口上（元禄十年）	26
No. 二〇	由緒書（天明三年）	26
No. 二五	京都屋敷にて剃髪につき願書（未年）	27
No. 二七	合力米下されるよう歎願口上書（明治三年）	28
No. 二八	御扶助合力につき歎願口上書（明治八年）	28
No. 三七	江戸表入用の茶御用仰付につき願書寛（天保六年）	29
No. 三八	広島城下の茶専売につき願書案文（安政年間）	30
No. 四二	親類書（文化十二年）	30
No. 四四	拝借仕銀子之事（享保七年）	31
No. 五三	芸陽罷下り差出願文扣（万延元年）	32

片岡道二家文書目録・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

■宇治茶師関係文献案内

- 『宇治市史 二 中世の歴史と景観』宇治市 昭和四九年（一九七四）
- 第四章第三節「茶業の発展と茶師」ほか
- 『宇治市史 三 近世の歴史と景観』宇治市 昭和五一年（一九七六）
- 第一章第五節「茶師仲間と茶壺道中」ほか
- 『宇治市史 四 近代の歴史と景観』宇治市 昭和五三年（一九七八）
- 第二章第五節「茶業の近代化」ほか
- 『宇治市史 六 宇治川西部の生活と環境』宇治市 昭和五六年（一九八一）
- 「1 宇治郷」ほか
- 宇治文庫四『宇治茶の文化史』宇治市歴史資料館 平成五年（一九九三）
- 宇治文庫六『宇治をめぐる人びと』宇治市歴史資料館 平成七年（一九九五）
- 宇治文庫一〇『緑茶の時代―宇治・黄檗の近世史―』宇治市歴史資料館 平成一一年（一九九九）
- 『収蔵文書調査報告書 3 上林三入家文書』宇治市歴史資料館 平成一二年（二〇〇〇）
- 『収蔵文書調査報告書 6 上林春松家文書』宇治市歴史資料館 平成一六年（二〇〇四）
- 『収蔵資料調査報告書 9 上林春松家文書 2』宇治市歴史資料館 平成一九年（二〇〇七）
- 『大名と茶師―三入宛の書状を中心に―』宇治市歴史資料館 平成五年（一九九三）

凡例

- 一 本書は、当館に寄託されている片岡道二家文書の調査報告書である。
- 一 翻刻にあたっては、史料の体裁を尊重しつつも読解の便宜を図るため、適宜読点を付したほか、次の要領によった。
- 1 漢字は当用漢字のあるものはそれを用い、他は正字体とした。
- 2 異体字や変体仮名については、適宜平仮名、片仮名に改めたが、「而」・「而已」はそのまま残した。
- 3 繰り返し記号は、漢字の場合は「々」、平仮名は「ゝ」「ゞ」、片仮名は「ゝ」「ゞ」を用いた。
- 4 印章は、実際に押印されているものは（印）と表記し、文字で表記されている場合は原文書の表記にしたがった。
- 5 原文書で抹消されている箇所については、その箇所を□で囲み、書替がなされている場合には、抹消箇所の右側に書替文字を「」を付けて記した。
- 6 抹消文字で判読不能の場合は、■・■■で、欠損文字あるいは判読不能文字がある場合は、□・□□・「」で示した。
- 7 朱書・後筆等は、「」で囲み、その右肩に（朱書）等と注記した。
- 一 本書の執筆・翻刻は、坪内淳仁が担当した。目録については、平成24年度緊急雇用創出事業（歴史資料デジタル化事業）の成果をもとに調整した。

解説

片岡道二家は、江戸時代、幕府の御通茶師を勤めるとともに、広島藩浅野家の御茶御用も勤めた。ここでは「由緒書」(No.二〇)を基に、過去帳や位牌も参考にしながら片岡家の歴代について整理し、翻刻史料について見てゆきたい。

片岡家では、先祖を「片岡大和」とする。片岡大和は、現在の奈良県北葛城郡王寺町、河合町、上牧町、香芝市、大和高田市にわたる一帯「大和国片岡」に居住していたが、大永年中に「城州八幡」へ移住した。過去帳では、「八幡初代」と位置づけられ、「片岡大和守藤原光次」と記される。没年は、享祿二年（一五二九）八月であった。その父は「光忠大和次郎」といい、宝徳三年（一四五二）七月に没した。母は文安四年（一四四七）十二月に没し、諡号を「劉山志鉄大姉」という。

宇治へは、片岡大和より三代にあたる「道二」が、八幡より移住した事に始まる。道二は、過去帳で「宇治初代」とされ、「弥吉光政」と記される。父は「八幡初代光次」（片岡大和）の三男で、「宇右衛門尉光朝」と称し、天正十五年（一五八七）十月に没した。

以下、宇治初代・弥吉光政から九代・光治までの片岡家歴代を略記する。

宇治初代 道二

弥吉光政。父は八幡初代・光次の三男である宇右衛門尉光朝。慶長年中に八幡より宇治へ引越して御茶師となる。正保二年（一六四五）九月病死。諡号は江岑院相誓無伝道二居士。妻は宇治茶師酒多豊明の娘。正保四年

(一六四七)二月没。諡号は無変院伝誉悟心智清大姉。

二代 宗智

長左衛門。正保四年十二月(過去帳は十一月)病死。諡号は清誉開寛浄松居士。妻は宇治茶師酒多宗有政明の娘。年未詳二月二日没。諡号は皓誉花月妙春大姉。

三代 吉左衛門

慶安三年(一六五〇)二月病死。諡号は願誉誓岳理本居士。妻は宇治茶師堀真朔の娘。万治元年(一六五八)九月没。諡号は露月安清大姉。

四代 道二

久和。宝永五年(一七〇八)一月病死。諡号は方誉浄岸西友居士。妻は宇治茶師上林春松の娘。寛文十年(一六七〇)四月没。諡号は慶誉紫雲慈光大姉。

五代 道二

享保八年(一七二三)四月病死。諡号は到誉浄達西岸居士。妻は宇治茶師堀真朔の娘。延享二年(一七四五)三月没。諡号は覚誉澄厳寿清大姉。

六代 宇右衛門

五代道二長男であるが、享保九年(一七二四)八月病死。諡号は快誉放光西悦居士。妻の諡号は妙室寿玄信女。

七代 道二

光正。彦二郎。五代道二次男。享保九年名跡相続。宝暦十二年(一七六二)十月(過去帳は二月)病死。諡号は建誉従円西願居士。妻は大和国南柳生村・森権左衛門の娘。寛政二

年(一七九〇)六月没。諡号は実誉智建貞音大姉。

八代 道二

光成。文化十一年(一八一四)十一月没。諡号超誉建然全伯居士。妻は彦根藩後藤三郎左衛門の娘。文政八年(一八二五)七月病死。諡号は伯誉智廊得忍大姉。

九代 道二

光治。安政三年(一八五六)十二月没。諡号は仁寿院琢誉智寛全慶居士。妻は宇治茶師上林味卜の娘。没年月日未詳。

以上が、九代・光治までであるが、御茶師となった経緯や広島藩浅野家との関わりは、宇治初代である弥吉光政にはじまる。No.二八は、明治になって記された浅野家へ扶助を求める願書である。この冒頭部分には、片岡家と浅野家との由緒が記されている。

それによれば、石清水八幡宮神領での鷹狩をきっかけに、弥吉と広島藩浅野家初代・長晟(一五八六―一六三二)は、八幡社務の者らと争論となった。弥吉は、それを一身に引き受けて、慶長十六年(一六一二)に家禄・家財を捨て置き、八幡を出奔して安芸国へ下った。この一件の落着後、弥吉は安芸国から宇治へ移住すると、長晟より御報謝として家屋敷、茶菌畑を賜り、かつ年々百俵ずつの合力米も下される事となった。さらに弥吉は隠居後、浅野家の脇近くに仕え、正保二年に死去すると「芸州仁保島」の拝領地に埋葬されたという。

その後、合力米は広島藩の藩政改革にともなって廃止となるが、御茶御用は継続された。しかし、御茶御用も何事もなく継続したわけではない。

浅野家への具体的な御茶御用については、天保四年（一八三三）付のNo.一一五に垣間見る事ができる。この史料によれば、浅野家へは片岡家のほか、上林六郎家、同又兵衛家、星野宗以家、長井貞甫家、尾崎坊有庵家が出入りしていた。そして、安政初期には、祝儀が半減されたり、俵約によって御茶詰量が減少したりするなどして、御茶御用にも変化があった事がわかる。

御茶御用の縮小に対して、片岡家では、藩主らの江戸滞在中に必要な煎茶の御用を願い、自らの利権を少しでも回復させようとする動きを見せている（No.三七）。それには、どの時期に、誰に対して、何を送るのかを記した儀礼や進物の記録が、役に立ったことであろう（No.一一一、一一二）。

一方、同家は元禄・宝永の頃（一六八八—一七一〇）、広島藩領内で扱われる煎茶の独占的な支配を行っていたようである。これには、元禄十年（一六九七）二月に起った火災で被災した片岡家からの願（No.十七）が、関係するのであろうか。この被害は片岡家にとって大きく、その際に借用した銀子の残高は、二五年後の享保七年（一七二二）正月時点でも「新銀五百七拾五匁」と、かなりの高額であった（No.四四）。

広島藩領内における煎茶の独占的支配も、永続的に行われたわけではない。年未詳ではあるが、こちらでも広島藩の藩政改革にともなって、煎茶支配が入札によって決定される事となったようである。入札の結果、他に競合する者もなく、煎茶支配権は片岡家に替って、地元「中島本町」の「若狭屋九右衛門」という者が落札した（No.十六—五、十六—六）。

九代・光治の跡を継いだのが、「岩之進」という人物であった。

岩之進は、現宇治神社の神官であった酒波伊勢守家から養子に入り、九代・光治の娘である「七浦」を妻とした。岩之進は、幕末から明治の変革期において、片岡家の経営再建のために奔走したようである。

例えば、安政年間には、広島城下における茶の独占的支配権を願い、その収益で先代までの借財や屋敷の修復に充てることを述べている（No.三八）。また、この史料では、「片岡道二」を騙って茶商売をする者が、広島にいた事を指摘しておきたい。

この他にも岩之進は、万延元年（一八六〇）に広島城下へ赴き、饒津宮（現饒津神社、宝永三年（一七〇六）に四代藩主・綱長（一六五九—一七〇八）によって広島城鬼門の方角に浅野長政（二五四七—一六一二）の位牌堂を建立したのが始まり）への御茶重献上などとともに、家名存続のための資金調達を再三願っている（No.五三）。また、明治の世となっても、岩之進は浅野家に対して、合力米下賜の歎願（No.二七）や扶助願（No.二八）を行っている。

明治二〇年（一八八七）一月、岩之進は死去する。しかし、この系統は、次の富三（明治三八年（一九〇五）七月没）の代で途絶えてしまう。片岡家は、九代・光治のもう一人の娘である「くに」の婿養子となっていた「吉兵衛」（明治五年（一八七二）六月没）を十代とする系統に引き継がれた。

翻刻史料

No. 111 年中勤方記

壬寛政四年

年中勤方記

子正月吉日改

芸州様 年始暑寒秋披露状斗、宛所御用人

御参府御帰国之節伏見御屋鋪え罷出、其節御扇子五本入献上

桐箱□□なし紫かわひも付二重□居台包熨斗扇ハ御影堂ニ而調

四本物也壹本ツ、ミの紙包ニして

右之外定式之献上物ハなし

若殿様 年始暑寒秋披露状斗、宛所御附名前

奎之丞様 年始秋斗

御年寄 御用人 御小姓頭 御騎馬頭 御勘定奉行 御留主居

右何れも年頭書状中正月六日比上京之節持参御屋鋪江頼事

暑気寒気はなし

伏見御通行恐悦 御茶御用之御礼状ハ

御年寄 御用人 御小姓頭 御騎馬頭 御勘定奉行斗

右何れも文言案文帳ニ委記有

一伏見御通行之節御供役人江煎茶式袋ツ、進物之事

小白壹袋 撰葉壹袋ツ、

御年寄 御用人 御小姓頭 御騎馬頭 御勘定奉行

京 大坂 御留主居

御数寄屋方坊主 御居間方坊主頭取

是えは扇子式本包遣事

一江戸詰之御数寄屋方坊主御居間方坊主頭取えは年頭ニさらしでき

小手拭壹ツ年玉ニ遣事、伏見御屋鋪え頼遣也、在国ニは手代差下

候節一所二年玉遣ス

右之外諸方共芸州進物帖東武進物帳ニ委鋪進物之訳記有之也

芸州諸役人名

御年寄

浅野帯刀様

浅野頼母様

関 外衛様

川崎兵庫様

堀江典膳様

御用人

澤 鞠負様

奥 玄蕃様

山田図書様

味木平八様

山本 屯様

仙石隼人様

天野伝兵衛様

澤 山田

若殿様御附也

御小姓頭御数寄屋加役

小出平周様

木村主馬様

村越孫六様

浅野縫殿様

木村勇助様

御騎馬頭

進藤次郎四郎様

浅野大炊様

西川造酒様

小瀬清九郎様

御勘定奉行

高野内次様

小出次左衛門様

三上弥三右衛門様

藤田新右衛門様

井上弥次兵衛様

小林十次郎様

御数寄屋坊主

○足立長甫様

○松嶋伝賀様

原 長悦様

品川唯斎様

野村文鎮様

杉山春曉様

足立隆悦様

吉田万悦様

杉山道賀様

玉井玉円様

此兩人御国定詰 ○印は頭取

御居間方坊主頭取

村上文悦様

御留守居

李之丞様御附

川北内膳様

竹腰久五郎様

神田橋

小笠原様御後室様

養寿院様 年始秋斗献上物なし

西久保

水野式部少輔様

御新造様 年頭秋斗献上物なし

藝州御分地

青山恩田 年頭

松平近江守様 茶巾三ツ入二重ケたいのし

秋

茶釜三本入二重ケ台のし

暑気寒気御窺ハなし

No. 一一二 芸州進物帳

乙文化式年

芸州進物帳

丑二月吉日

(貼紙)

「御用人

青木左祐

御近習頭

柳丁岡村民之助

白嶋瀬川武右衛門」

(挟み込み文書)

「右京様御役人中様 披露状壱

(朱書)

「此名前御尋ヒ下帳面ニ御記置可被下候」

少将様

仙石隼人様

披露状壱

御年寄

堀江典膳様

煎茶小白一

撰葉一

状

右紙包ニして

山田図書様

同

浅野縫殿様

同

仙石隼人様

同

寺西司馬様

同

御用人

山本 屯様

同

村越孫六様

同

松村平馬様

同

青木佐祐様

同

木村勇助様

同

奥 数馬様

同

大御小姓頭

田上武平次様

同

今北三左衛門様

同

御騎馬頭

筑山嘉平様

坂本弥門様

御勘定奉行

青木半之丞様

木村 斎様

沢井嘉右衛門様

足立儀八郎様

大橋勘蔵様

御町奉行

水野市充様

沢井半外様

御数寄屋坊主頭

足立隆悦様

〔挟み込み文書〕

星の分

一半廿五

六斤 上家壺

代十七匁壹歩

壺代七匁

〔ふた 真田 呉座 渋紙
油紙 細引〕

メ八匁八歩

合三十式匁九歩

嘉永四亥年書出し候由

〔

御家老

浅野富之丞様

御用人

都筑角馬様

生駒数馬様

鈴木内蔵様

御側用人

都筑半左衛門様

熊谷善兵衛様

戸田大十郎様

丹羽東馬様

御茶道

〔五本物〕

扇式本包

〔朱書〕

〔八歩三石也〕

〔小ふろ敷壺
状〕

紙包ニして

同

品川唯斎様

杉山春暁様

原 崇雪様

清水清悦様

畑 宗知様

(朱書)
「五本物」
扇三本包

(朱書)
「五歩」

たばこ入 一
(朱書)

「沓勾式歩」

風ろ敷 一

状入紙包ニシテ

同

三好喜及様

御家老

上田主水様

御用人

直状

福山嘉内様

煎茶

状

同

桜井清蔵様
横関新兵衛

御茶道

野村祖休様

(朱書)
「五本物」
扇三本包

(朱書)

「沓勾式歩」

ふろ敷沓

状入

中村元賀様

紙包ニシテ

同

御家老

浅野虎人様

直状

なし

辻 並次様

煎茶

状

八木半兵衛様

千賀彦四郎様

同

伊藤小右衛門様

同

相庭源右衛門様

同

堀尾五郎八様

同

御茶道

山川文賀様

(朱書)
「五本物」

扇三本包

(朱書)

「八歩三厘也」

ふろ敷沓

状入

紙包ニシテ

諸方

(朱書)

「山吹」

原 伴五郎様

煎茶

千石他人弥様	同	状	(朱書)	「沓包」
甲田大佐様	同			
稻生要人様	同			
長谷川順八様	同			
蔵田百太郎様	同			
河瀬権兵衛様	同			
沢田助右衛門様	同			
(朱書)				
「同用書申遣候間返書ハ取帰リ可被下候」				
津田武源氏様		漬干		
梅園文平様		茶釜		
		壺本		
横田又兵衛様	同	状		
安樂寺様	同			
誓願寺様	同			
辻村正右衛門様	同			
藤井喜兵衛様	同			
兵頭吉左衛門様	同			
吉田屋				
孫右衛門様	同			
渋江織衛様	同			

足助久一郎様	同			
小嶋左平次様	同			
久野弘様	同			
野村休管様	同			
若狭屋	同			
甚兵衛様	同			
(朱書)				
「小白撰集」				
煎茶壺包	状			
玉泰寺		漬干		
		茶せん		
		壺		
(朱書)				
「なし」				
知庵様	状			
		煎茶		
仏護寺様		漬干		
		茶せん		
		状		
(朱書)				
「なし」				
内海五左衛門様	煎茶			
	状			
宮嶋				
御座主様	進物并状			

同
なし名札斗

棚守将監様
同
西尾守清様
進物状なし
名札斗

上坂新助様
同

浅野外記様
同

浅野志津麿様
同

松岡馬之助様
同

御牧武太夫様
同

清水七郎右衛門様
同

松井小左衛門様
同

岸 九兵衛様
同

佐竹玄丈様
同

沖野屋
同

甚右衛門様
同

吉田屋
同

忠次郎様
同

対馬屋
同

忠八様
同

清正院様
同

浄円寺様
同

藤井藤三郎様
同

平野屋
同

三右衛門様
同

藤井徳兵衛様
同

肥後屋

太郎兵衛様
同

宇治屋

弥右衛門
扇式本也
状

二保嶋

源之丞
煎茶

備後尾ノ道

浄土寺様

漬干
茶せん
状

（裏表紙）
「片岡」

No. 一五 芸州御用御茶無尽録

芸州御用

御茶無尽録

天保四癸巳年

六月吉祥日

御用 御茶料之事

一大判 壹枚

白銀 貳枚 上林六郎

一大判 壹枚

白銀 貳枚 上林又兵衛

一大判 壹枚 片岡道二

但シ御買上ケ直段代銀ニ而

一銀七百七拾五匁 片岡道二

白銀 三枚

白銀 貳枚

一白銀 貳枚 星野宗以

一金 壹兩 長井貞甫

一金 貳歩 尾崎坊有庵

金 大判 三枚

内壹枚は御買上ケ直段代銀ニ而

銀七百七拾五匁

金 壹兩貳歩

白銀拾壹枚

但シ五包ニシ而

右之通御座候以上

天保四巳年六月 片岡道二印

恒川左源次殿

(朱書)

「上色之書様色紙上半紙」

御用御茶料書片岡

(挟み込み文書)

「極上半壹 元直段 三匁九分

三割増 五匁七り

四割増 五匁四歩五り

極昔壹斤 元 七拾八匁

三百匁匁四歩

四百匁匁貳歩

別儀壹斤 元 五十貳匁

三 六十七匁六歩

四 七十貳匁八歩

極揃壹斤 元 廿六匁

三 三十三匁八歩

四 三十六匁四歩

津□ 百五十六匁

土 百廿匁」

(朱書)

「右御茶料書諸口建紙ニ認ル、御茶詰より凡十四五日以前ニ差

出ス、其節凡御茶詰日限治定申遣ス事

太守様御在府年は上林両家共御用有之ル

御在国は両家共御用無之御祝儀斗りは被下之、且又星野宗以之

分は御在国年ニは御勘定詰ニ而御用被 仰付、御在府ニは御用

無之、御祝儀斗りは年々被下之

一星野宗以分御茶料メ高は銀七百八拾九匁三分八厘、又御靈仕立

箇り具入用共銀三拾貳匁九分、惣メ高銀八百貳拾貳匁貳分八厘

二而は有之候得共、年々より御壺は廻り候得共家損シ又は御壺
斗り新調ニ成ル事も有り、御壺家共ニ新調之事も有り、年々ニ
而色々と相違箇り入用斗り之事も有之候間、被 仰付候上ニ而
星野氏へ書状ニ而御茶料メ高并箇入用共惣メ高為念尋ニ遣ス事
一此方之分も星野同様之事委敷訳書は奥ニ相記置候間篤と引合
せ吟味之上差出候事、尤御在国年ニ而上林両家共御用無之御祝
儀斗りは一番二片岡二番二星野三番二六郎殿四番二又兵衛殿
貞甫老有庵と之席順ニ相認候事」

(朱書)

「星野氏へ遣ス書状覚」

以手紙得貴意候一節弥御安全奉賀候、然は芸州様御用御茶料書此節
伏見表へ差出申度奉存候間、箇り具入用等迄夫々御書記急々拙宅迄
御差出シ被下候、然は相分り居候得共為念御尋申上候義ニ而御座
候、右ニ付来ル何日時貴家御差支等も無之候ハ、御茶詰上ケ日限□
定申遣度候間、此段御談申上候右得貴意度如斯御座候以上

御召御用

新御壺

御茶入日記写

一極上 半式拾五

三月十六日摘 初昔 八

内三月十七日摘 後昔 七

一文し

七

(朱書)

「入日記之紙面ノ内書様并寸法」

御召御用

新御壺

御茶入日記写

一極上 半式拾五

三月十六日摘 初昔 八

初鷹爪

三

むかし

一御詰

拾斤

以上

貼紙
已

六月吉日 片岡

内三月十七日摘 後昔 七

一文し

初鷹爪

七

むかし

一御詰

拾斤

以上

已

六月吉日 片岡(花押)

(朱書)

「上包書様上包諸口紙」

(貼紙)

「御御加増 寺西仙之進殿

文政十亥年より也

嘉永五子年迄廿六年二成」

(朱書)

「右入日記写上杉原建書ニ認ル、此分大判詰之分也、文政九戌年迄
八極上半拾九むかし御詰五斤二ニ而大判被下置候処、翌同十亥年よ
り初昔三後昔三都合半六ツ御詰五斤相増シ候而大判壹枚被下之寺
川庄助殿取計之由、其年御在伏は寺西仙之進殿委敷訳は文政御茶一
件之袋ニ入ル」

御次御用

新御壺

(朱書)

「入日記之紙面ノ内書様并寸法」

御茶入日記写

一極上 半三拾
三月十六日摘 初昔 五
三月十七日摘 後昔 五
一文し 三
内初鷹爪 三
大祝白 四
いノ白 五
ろノ白 五
別儀
一御詰 拾斤
以上
巳
六月吉日 片岡

御次御用

新御重

御茶入日記写

一極上 半三拾
三月十六日摘 初昔 五
三月十七日摘 後昔 五
一文し 三
内初鷹爪 三
大祝白 四
いノ白 五
ろノ白 五
別儀
一御詰 拾斤
以上
巳
六月吉日 片岡(花押)

(朱書)

「上包書様包紙諸口」

御次御用

御茶入日記写 片岡

(朱書)

「右入日記写は上杉原建紙ニ認ル、此分御勘定詰メ御茶料メ高銀六百七拾三匁ニ成ル、此訳初昔後昔は壹袋ニ付代銀七匁五分ツ、一文し初鷹爪大祝白いノ白ろノ白は壹袋ニ付代銀三匁九分ツ、別儀御詰ハ壹斤ニ付代銀五拾貳匁ツ、

一此分も三吉野御壺代りニと云テ文政九戌年は極上半貳拾五之内初昔壹ツ後昔壹ツ入交ゼテならし壹袋ニ付代銀三匁九分ツ、御詰ハ極揃拾斤壹斤ニ付代銀貳拾六匁ツ、御茶料メ高銀三百五拾七匁五分也、翌同十亥年より右之通ニ被仰付此分ハ結構也、文化七年迄ハ此御詰三吉野御壺と星野より詰上候、籐四郎御壺とメ御奥壺貳ツ罷上り候得共翌同八未年より御止メニ相成新御壺ニ而被 仰付候事」

御用 御茶料拝受手形

一大判 壹枚 御召御用

御茶料

但シ御買上ケ直段代銀壹貫五百五拾目

一銀六百七拾三匁 御次御用

御茶料

一銀百貳匁 御壺貳ツ仕立

簡具代共

合銀貳貫三百貳拾五匁

右之通御渡被下置難有慥ニ拝受仕候処如件

天保四巳年六月 片岡道二印

恒川左源次殿

(朱書)

「上包書様包紙半紙」

御茶料拝受手形片岡

(朱書)

「右拝受手形諸口紙が美濃紙之内尤建書ニ認ル」

覚

一 白銀 三枚

右は御茶詰上候為 御祝儀御嘉例之通被下之置難有慥ニ頂戴仕候
以上

巳

六月 片岡道二^印

恒川左源次殿

覚

一 白銀 貳枚

右は御茶壺共秋迄私宅ニ被差置候為 御祝儀御嘉例之通被下之置
難有慥ニ頂戴仕候以上

巳六月 片岡道二^印

恒川左源次殿

(朱書)

「右御祝儀式通共ニ御茶料拝受手形と同様之紙ニ而建書ニ認ル」

(朱書)

「上包書様包紙諸口」

御祝儀拝受手形式通片岡

一右ニ記有ル通入日記写并御茶料拝受手形御祝儀拝受手形等は御
茶詰相済候後両三日中御礼ニ罷出候節持参申候事

一太守様えは御用人宛ニ而御礼披露状之事

一御国并江戸共御年寄御用人大御小姓頭御騎馬頭御勘定奉行伏見

詰御休番衆何れも隔状ニ而御礼申候事

一御茶詰当日送り迎共門前迄迎之節着用十徳送り之節着用羽織玄関下座
敷迄手代出向着用麻上下送り之節は袴斗リニ而下座敷迄送ル
一浜船之乗場迄為見送手代差出ス着用袴羽織

(朱書)

「御召御壺之張札」

極上 半式拾五
むかし

御詰 拾斤

(朱書)

「御次御用御壺張札」

極上 半三拾

別儀

御詰 拾斤

(朱書)

「御召御用・御次御用共壺張札」

詰主

片岡

(朱書)

「壺家之張札」

御召御用

新御壺

(朱書)

「壺家之張札」

御次御用

新御壺

(朱書)

「壺家之張札」

詰主

片岡

(朱書)

「右何れも西ノ内か美濃厚之内ニ而」

(朱書)

「絵符書様」

御召御用 詰主

新御壺 片岡

(朱書)

「絵符書様」

御次御用

新御壺 片岡

天保十二丑年

一 四月五日御召之分斗り沓囊登ル、御次御用之分沓ツ新調ニ相成事

(挟み込み文書 No. 五十二)

「御用御茶料之覚

一 銀百拾匁

極上半拾 初昔六

後昔五

一二好白三

一同七拾目九歩八厘

同拾四 字「一三

小白三大鷹三

一同六百八匁四歩

極御詰六斤

一同三拾式匁九歩

真御壺箱仕立

并箇り具代

メ八百式拾式匁式歩八厘

右之通御座候以上

亥六月

星野宗以

御用 御茶料之事

七百三拾八匁五歩記

一大判 沓枚 片岡道二

一七拾五匁

但御買上直段代銀ニテ

初昔 五

後昔 五

一文し 三

大祝白 三

初鷹爪 四

いノ白 五

ろノ白 五

一 銀七百三拾八匁五歩 片岡道二 一七拾八匁
白銀三枚

一 銀八百沓匁三步沓厘 星野宗以 一五百式拾匁 別儀
白銀貳枚 拾斤

一五拾沓匁

御次御用 御囊仕立 箇り入用共

一 白銀五枚

上林六郎

一拾四匁五歩

御召之分 箇入用

一 白銀貳枚

上林伝五郎

合七百三拾八匁五歩

一金沓両

長井貞甫

一金貳歩

尾崎坊有庵

合大判 沓枚

但シ御買上直段代銀ニ而

銀沓貫五百三拾九匁八歩八厘

白銀九枚但シ四包シテ

金 沓両貳歩

右之通御座候以上

丑六月 片岡道二印

粕谷十兵衛殿

右手形六月十五日差出ス稻生勇助へ渡ス粕谷殿にも面会シテ御談
上來ル廿三日ニ治定ス

(挟み込み文書 No. 五十三)

「 覚

一 拾五匁

半三拾袋

拾斤入袋代

一廿壹匁五歩 右囊家箱代

一拾四匁五歩 右箇入用色々

メ五拾壹匁

右壹囊ニ付入用ニ御座候以上

嘉永四亥年

十一月朔日 片岡道二

書上候扣一

御茶料拝受手形

一大判 壹枚 御召御用

御茶料

但シ御買上直段代銀壹貫六百貳拾目

一六百七拾三匁 御次御用

御茶料

一銀六拾五匁五歩 御重壹ツ分仕立

箇り具貳ツ分代共

合銀貳貫三百五拾八匁五歩

右之通御渡被下置難有慥ニ拝受仕候処如件

天保十二丑年六月 片岡道二印

粕谷十兵衛殿

覚

一白銀 三枚

右は御茶詰上候為 御祝儀御嘉例之通被下之置難有頂戴仕候処如件

丑六月

片岡道二印

粕谷十兵衛殿

嘉永四亥年

御召御用

極上 半廿五

初昔 八

後昔 七

一文し 七

初鷹爪 三

むかし

御詰 拾斤

以上

右大判詰也

嘉永四亥年之控

御用 御茶料之事

一大判 壹枚

白銀 貳枚

一銀四百貳拾貳匁五歩 御茶丈

五百廿四匁五歩 箇り入用重箱共

一白銀 貳枚

一白銀 貳枚

一銀八百廿貳匁貳歩八厘

一白銀 貳枚

一金壹両

御次御用

極上 半拾五

一文し 三

初鷹詰 三

大祝白 四

ろノ白 五

別儀

御詰 七斤

以上

右四百廿貳匁五歩

片岡道二

右同人

上林六郎

上林隼人

星野宗以

長井貞甫

一金貳歩
合

尾崎坊有庵

吉田守登殿

嘉永五子年控

御用御茶料之事

一大判壹枚

上林六郎

白銀貳枚

一大判壹枚

上林隼人

白銀貳枚

一大判壹枚

片岡道二

但

一銀四百五拾壹匁五分

右同人

白銀三枚

右同人

白銀貳枚

一白銀

星野宗以

一金壹両

長井貞甫

一金貳歩

尾崎坊有庵

合大判三枚

内壹枚は御買上ヶ直段代銀二而

銀四百五拾壹匁五分

金壹両貳歩

白銀拾壹枚

但五包ニシテ

嘉永五子年六月

片岡道二印

小幡多藏殿

嘉永五子年

御召御用

御次御用

極上 半廿五

極上 半拾五代五拾八匁五歩

初 八

一文し 三

後 七

初鷹爪 三

内 一文し 七

大祝白 四

初鷹爪 三

ろノ白 五

むかし

別儀

御詰 拾斤

御詰 七斤代三百六十四匁

当年右式壺共御壺登り申二付箇り入用丈ヶ書出ス

嘉永六丑年

御用御茶料之事

一大判壹枚

上林六郎

白銀貳枚

一大判壹枚

上林隼人

白銀貳枚

一大判壹枚

片岡道二

但御買上ヶ直段代銀二而

一銀四百八拾八匁

同人

白銀三枚

欄外表記 1

白銀貳枚

一白銀貳枚

星野宗以

欄外表記 2

一金壹両
一金貳歩
大判三枚
長井貞甫
尾崎坊有庵

内壹枚ハ御買上ケ直段代銀ニ而

銀四百八拾八匁

金壹両貳歩

白銀拾壹枚

但五包ニ而

右之通御座候以上
片岡道二印

嘉永六丑年六月

奥守衛殿

(欄外表記 1)

「御召シ囊箱仕立ト簡り入用ハ貳箱分メ六十五匁五歩也」

(欄外表記 2)

「星野ハ当詰番之年ニ有之候処御滞府ニ付両家へ判金詰被仰付当年
限星野相止申候明年ハ被仰付様なり」

御茶料拝受手形

一大判壹枚

御召御用

御茶料

但御買上ケ直段

代銀壹貫六百五拾目

右之通御渡被下置難有慥拝受仕候処如件

嘉永六丑年六月

片岡道二印

奥守衛殿

(欄外表記)

「此通認上ハ包」

御茶料拝受手形

一銀四百貳拾貳匁五分

御次御用
御茶料

一同拾四匁五歩

右簡り具仕立

一同五拾壹匁

御召御壺箱

簡具仕立

合銀四百八拾八匁

右之通御渡被下置難有拝受仕候処如件

嘉永六丑年六月

片岡道二印

奥守衛殿

(欄外表記)

「此通認上ハ包」

覚

一白銀三枚

右は御茶詰上候為

御祝儀御嘉例之通被下之置

難有慥頂戴仕候以上

丑六月 片岡道二印

奥守衛殿

覚

一白銀貳枚

右は御茶壺共秋迄私宅被

差置ル為 御祝儀御嘉例

之通被下之置難有慥頂戴仕候

以上

丑六月 片——印

奥——殿

欄外表記

欄外表記

(欄外表記)

「上八包 御祝儀拝受手形式通 片岡」

御用八子年之通り故入日記写不申候事

嘉永七寅年六月 廿五日差出ス控

御用御茶料之事

一大判壹枚

上林六郎

白銀貳枚

一大判壹枚

上林隼人

白銀貳枚

一大判壹枚但御買直段代銀二而 片岡道二

銀五十壹匁

白銀三枚

同 貳枚

一銀四百三拾七匁

星野宗以

白銀貳枚

一金壹両

長井貞甫

一金貳歩

尾崎坊有庵

合大判三枚内壹枚ハ御買上ケ直段代銀二而

銀四百八拾八匁

金壹両貳歩

白銀拾壹枚但五包二而

右之通御座候以上

嘉永七寅年六月

片岡——印

奥守衛殿

口上書

一当御茶詰上之儀上林六郎今以病氣引籠罷在候付上林隼人代勤奉詰上度尤昨年之振合を以六郎詰上候分於隼人宅奉詰上度此段奉頼候以上

寅六月

上林隼人

上林六郎

半切二認

口上書

上林隼人

上林六郎

御茶料拝受手形

御壺箱仕立料請取手形

一大判壹枚

御召御用

一銀五拾壹匁 御壺箱

御茶料

箇り具仕立

但御買上直段

右之通御渡被下樋請取申候処如件

代銀壹貫八百三拾目

右之通御渡被下置難有樋

嘉永七寅年七月 片——印

拝受仕候処如件

奥守衛殿

嘉永七寅年七月 片——印

奥守衛殿

安政二卯年六月四日差出ス扣

御用御茶料之事

一白銀壹枚

上林六郎

一白銀壹枚

上林隼人

一大判壹枚 御買上直段代銀二而 片岡道二

銀■ 四百五拾壹匁五歩

白銀三枚

白銀貳枚

ふしの

〔欄外表記〕

〔当年より御祝儀半減ニ相成候事〕

〔壹匁三歩八厘〕

一銀八百■〔貳匁貳歩八厘〕

星野宗以

〔是迄〕

〔当年〕長井貞甫え金壹両被下來り候処当年より銀壹枚ニ相成候趣伏見御屋鋪より被申付候、然ル所貞甫より歎願被致尤当方より添願仕候処何分当年之所ハ壹枚ニ致置明年より元之通り相成候様精々掛合可遣趣二而八月廿七日右貞甫へ被下銀壹枚為持来ル、翌廿八日酒波長井へ持参致し相渡請取手形取之

欄外表記

貼紙

白銀貳枚

一金 銀壹枚ニ成ル八月比被下候事

長井貞甫

一金貳歩

尾崎坊有庵

合大判壹枚御買上直段二而代銀

金

銀 壹貫貳百五拾貳匁八歩八厘

白銀九枚五包二而

右之通御座候以上

安政二卯年六月 片岡道二印

山崎為之進殿

安政三辰年

御茶料之事

一大判壹枚

上林六郎

銀 貳枚

一大判壹枚

上林隼人

〔貼紙〕

〔安政二卯年六月九日御詰

覚

初

一後メ十一袋 百拾匁

一余銘メ壹四袋 七十匁九歩八厘

一極御詰六斤 六百八匁四歩

一箇り具代 壹貳匁

メ銀八百壹匁三歩八厘

代銀二而

一大判壹枚但御買上ヶ直段 片岡道二

〔八〕〔貳〕

銀三百〔三〕拾〔壹〕匁五歩

銀 三枚

銀 貳枚

一銀 壹枚

星野宗以

一金 壹枚

長井貞甫

一金 貳歩

合大判三枚

金壹両貳歩

銀三百貳拾貳匁五歩

白銀拾枚 五包ニして

右之通御座候以上

尾崎坊有庵

安政三辰年六月

片岡道二^①

奥守衛殿

(挟み込み文書)

「安政三辰年勘定詰

半十 三拾九匁

別五 貳百六拾匁

新壺 三拾二匁五歩

同 五拾壹匁

メ三百八拾貳匁五歩」

御召御用

御茶入日記

一極上 半貳拾五

四月二日摘 初昔八

内 四月三日摘 後昔七

一文し 七

初鷹爪 三

むかし

御次御用

御茶入日記

一極上 半拾

一文し 三

「鷹」

大■爪 三

大祝白 四

別儀

欄外表記

一御詰

拾斤

一御詰 五斤

御參府年

以上

以上

五斤

辰六月吉日 片岡(花押)

辰

六月 片岡

(欄外表記)

「御俵約二付当年より此通り相成候事」

御茶料拝受手形

御茶料拝受手形

一大判壹枚

御召御用

一銀貳百九拾九匁

御次御用

御茶料

御茶料

但御買上直段

一同三拾貳匁五歩

右御壺箱

代銀

箇り具仕立

右之通御渡被下置難有慥

一同五拾壹匁

御召御壺

拝受仕候処如件

箱箇り具仕立

安政三辰年六月 片岡道二〇

メ銀三百八拾貳匁五歩

奥守衛殿

右之通御渡被下置難有拝受

仕候処如件

安政三辰年六月 片一〇

奥守衛殿

安政四巳年 江戸御遷府ニ成ル

一大判壹枚

上林準人

銀 貳枚

一大判壹枚

上林巳之三郎

銀 貳枚

むかし
一御詰

拾斤

別儀
一御詰 五斤

一大判壹枚

片岡道二

銀 三枚

巳七月吉日 片岡（花押）

巳七月吉日 片岡（花押）

銀 貳枚

一銀三百四拾目

同人

御茶料拝受手形

御茶料拝受手形

一銀 貳枚

星野宗以

一大判壹枚

御召御用

一銀貳百九拾九匁

御次御用

一金 壹両

長井貞甫

御茶料

御茶料

一金 貳歩

尾崎坊有庵

合大判三枚

但御買上直段

一同四拾壹匁

右御壺并

但内壹枚御買上直段代銀二而

右之通御渡被下置難有

箇り具仕立

金壹両貳歩

槌拝受仕候処如件

但貳箱分

銀三百四拾目

合銀三百四拾目

白銀壹拾壹枚

右之通

如件

右之通御座候以上

同

片一印

安政四巳年六月

片一印

石河金弥殿

覚

覚

御召御用

御次御用

御茶入日記

御茶入日記

一極上 半貳拾五

一極上 半拾

四月十五日摘 初昔八

一文し 三

内 四月十六日摘 後昔七

内大鷹爪 三

一文し 七

大祝白 四

初鷹爪 三

五斤壺
代六匁也

欄外表記

御用御茶料之事
一大判壹枚
銀 貳枚
一大判壹枚

上林巳之三郎
上林隼人

銀 貳枚

一大判壹枚

銀 三枚

同 貳枚

一三百廿七匁

〔壹〕

一銀 貳枚

一金 壹兩

一金 貳歩

合大判三枚

但内壹枚御買上ケ直段代銀二而

金壹兩貳歩

銀三百廿七匁

白銀拾■枚但五包二而

右之通御座候以上

安政五午年六月

福岡織人殿

右六月朔日差出ス

片岡岩之進○

〔欄外表記〕

〔午江戸也〕

No.十六―五 煎茶改の儀につき書状

一筆致啓上候、弥御無事ニ御座候哉承度存候、然は当地酒改之儀大年寄共え被仰附置候得共御赦免被成候、就夫煎茶改之儀も入札申付

候所ニ若狭屋九右衛門と申物壹人望申ニ付右九右衛門ニ申付候間左様ニ御心得可被成候、委細之儀は大年寄共方より可申進と存候、尚期後音之時候、恐惶謹言

小鷹狩金大夫

正方（花押）

十月十四日

松田加右衛門

方存（花押）

片岡道二様

No.十六―六 若狭屋九右衛門煎茶支配につき書状

尚々御相談之間も無御座候故先当年中九右衛門支配ニ申談置候、改之儀御了簡被成来年も支配仕候様ニと思召候は別条有御座間敷候、則九右衛門吟味仕候趣之書付并掛り銀之内支配料之品別紙ニ遣シ申候以上

一書致啓上候、其後是以書中も不得御意御無音罷過候、貴様弥御堅固被成御座候や、然は近年皆共方え被仰付候酒支配之儀先頃御赦免被成故改方之手代共暇遣し候、就夫貴様御支配之煎茶之儀も御相談之間も無御座候故御奉行所え申上町方ニ而支配之者入札ニ被仰付候、中嶋本町若狭屋九右衛門と申者入札仕外ニ支配望申者無御座候ニ付御吟味之上右九右衛門ニ被仰付当月十六日より支配仕候間左様御心得可被成候、当分指当吟味仕者無御座候故当年中は此通ニ被成置可然奉存候、来春よりは如何様共御了簡次第可被成候、只今迄皆共方より吟味申付候趣委細ニ九右衛門え申付候様

二と被仰付候、諸事改様只今迄之通ニ仕筈ニ御座候、恐惶謹言

三原屋小十郎

政（花押）

十月十一日

芥川屋平八

家（花押）

三原屋三郎右衛門

□□（花押）

伊予屋吉左衛門

正□（花押）

両替屋正作

重（花押）

片岡道二様

No. 十七 御茶支配願につき乍恐口上

（端裏書、朱書）

「元禄拾五年御茶支配願書扣」

乍恐口上

一私先祖御取立を以御茶師ニ被為 仰付家屋敷并御茶園等迄御調
被遊直ニ拝領仕其以後手前不如意ニ罷成候処二度々御救被 成
下無恙御用相勤御厚恩之段有難仕合ニ奉存候、然ル所ニ当二月三
日之夜在所出火折節風烈風下ニ御座候故早速火移り家屋敷土蔵
諸道具共ニ不残消失仕斗方ニ暮罷有候、併当御茶之議は一家之者
共精々入くれ申候ニ付御茶仕立 御壺首尾能詰上ケ冥加相叶奉
悦候、然共右申上候通ニ御座候得は妻子共身命つなき可申様も無

御座仕合ニ罷成申候ニ付、乍恐御訴訟ニ罷下り申候奉願候儀は

一御両国え入込候煎茶之分私方より相調指下シ支配之儀は唯今迄
之通御国問屋中売払被申候様ニ仕度奉願候、尤煎茶上方ニ而も相
調又ハ唯今迄御国へ参候煎茶も相調随分吟味仕値段も下直ニ付
申候様ニ可仕候、上方より之煎茶之儀ハ御国表下り船ニ積下シ可
申候

（虫損）

一右之煎茶調□少宛之口錢徳分を以私家土蔵等連々を以普請ニも
仕身体取続可申候様奉存候此段乍憚幾重ニも奉願候、在所ニ而も
外聞実儀御座候兎角御慈悲なしてハ難成儀ニ御座候旨右願之通
被為仰付被下候は重々有難忝可奉存候以上

元禄拾年丑

片岡道二

No. 二〇 由緒書

（端裏書）

（朱書）

「公儀差出入由緒書」

（貼紙）

「公儀差出由緒書」

由緒書

一先祖

片岡大和

本国大和国片岡之住大永年中ニ城州八幡え引越居住仕候

一二代

片岡道二

此者大和より三代慶長年中ニ八幡より宇治え引越居住仕御茶
師ニ罷成元和年中

台徳院様御代御茶 御用被為仰付相勤申候処正保二酉年九月ニ病死

仕候

一三代

大猷院様御代名跡相続仕御茶御用被為 仰付相勤申候処正保四亥年

片岡宗智

十二月二病死仕候

病死仕候
一九代

片岡道二

一四代

大猷院様御代名跡相続仕御茶御用被為 仰付相勤申候処慶安三寅年

片岡吉左衛門

二月病死仕候

私儀名跡相続仕候二付不相替御茶 御用被為付仰付相勤罷有候
右之通御座候以上
(ママ)

一五代

大猷院様御代名跡相続仕御茶御用被為 仰付

片岡道二

右は此度上林六郎参府二付差出申候得多事故認年行司え差遣ス

年行司

嚴有院様御代二も不相替御茶御用被為 仰付相勤申候処宝永五子年

河村宗順

正月病死仕候

長茶清兵衛

一六代

常憲院様御代名跡相続仕御茶御用被為 仰付

片岡道二

No.二五 京都屋敷にて剃髪につき願書

(端裏書)

文昭院様

有章院様御代二も不相替御茶御用被為 仰付相勤申候処享保八卯年

「芸州様え片岡家相続人元服願之下案」

四月病死仕候

奉願上口上書

「宇右衛門」

一七代

有徳院様御代名跡相続仕御茶御用被為 仰付相勤申候処享保九辰年

片岡道二

八月病死仕候

一八代

享保九年

片岡道二

有徳院様御代名跡相続仕御茶御用被為 仰付

未十二月

片岡岩之進

惇信院様

筒井極人様

○此所ケツ字シテ

「十」

当御代二も不相替御茶○御用被為仰付相勤申候処宝曆十四申年二月

No. 二七 合力米下されるよう歎願口上書

奉歎願候口上書

一従往古御由緒ヲ以御合力米毎年十二月ニ被為下置御蔭を以相続仕難有仕合奉存候、然ル処昨巳年御米今以頂戴不仕諸色高価之折柄難渋ニテ私必至と差迫り当惑御座候、何卒急速被為下置候様偏奉願上候以上

明治三庚午年八月

片岡道二(印)

三上代太郎殿

山田脩平殿

右は下案ニ相成候尤會計方三上代太郎殿帰国ニ付山田脩平殿一名ニ而願書差上候事

No. 二八 御扶助合力につき奉歎願口上書

(包紙)

御館様旧御茶師

歎願書

宇治

片岡道二

一其御家様え義筋仕候私先祖片岡弥吉事は、慶長度関東御朱印四拾三石余拝領仕山城国雄徳山八幡宮神領本願地年預役相勤罷有候処、長晟公様御儀弥吉宅え繁々被為成御懇ニ被成下折々は御鷹御遊獵被為遊儀ニ而、関東御參勤御往返共弥吉宅江被為成終日御遊獵御供仕候義ニ御座候、然ル処八幡神領は素より殺生禁制守護不入之所一殊二年預役乍相勤我俣之振舞神領ヲ穢シ候而已ならず田畑ヲ荒シ難儀仕候故、御制札ヲ被下置候様八幡惣中百姓共より関東え願上候付守護不入之地江初而御制札御建被下御文言

初筆ニ鷹遣候義不相成旨御書認有之候後迎も折節御遊獵被遊候故御制札ヲも不顧殿様ヲ御請招申上乱法いたし田畑ヲ荒シ難儀至極仕候旨ニ而、八幡社務之者并百姓共より公武江殿様ヲ始弥吉ヲ可願立衆評一決相成、其節弥吉年預役相勤居候得共為願立候而は事難ケ歎御家様え御否如何可相成哉も難計旨、何卒穩便ニ奉成度と一統え種々骨折申論候得共区々ニ而不容易場合ニ相成候付長晟公様ニも殊之外御心痛御懇ニ御預被遊候故弥吉一身二引受任御差図、慶長十六年家禄家財ヲ捨置八幡表ヲ脱走仕、芸州え罷下り潜伏仕居候内、漸事件落着相成候趣承知弥吉義芸州より宇治表え家内引纏ひ住居仕候節、為御報謝と家屋敷茶園畑等御買上ケ、其上年々為御合力玄米百俵ツ、被下置難有茶業仕御茶御用相勤罷在候内、右弥吉隱居仕忤宗知え家督相譲り自分は芸州表え罷下り御館様え脇近仕御家中向之儀共御懇ニ御相続被遊候儀ニ御座候処、正保式年西九月朔日死去仕法名江岑院無伝道二居士ト号し芸州仁保嶋拝領地え葬埋仕候、且宗知事も脇近仕是亦同所江葬埋仕今以現在候、其後宇治表家宅焼失仕候節御懇之御書并御銀等被下置年々御合力米百表ツ、頂戴御茶御用ニ而家銘相続仕冥加至極難有仕合奉存候、後御儉約ニ而御合力米百俵之内五拾俵御減少相成候以来年々不相替御合力米五拾俵も頂戴難有次第ニ奉存候、今般御一新ニ而御形勢とは乍申於御家様ニも御改革相成依之御合力米五拾俵御廃止更ニ玄米三石ツ、被下置難有御事ニ奉存候得共、差向凌方無之□□より歎不存候得共茶園地等も取失、先代旧借財等も有之私実家菟道離宮社祠官酒波多遅磨方ニ寄宿厄介ニ相成、不仕馴野菜日雇ヲ手伝其賃錢ニ而取凌罷在候内、右三石ヲも御廃止西京御屋敷詰高木右内より御達ニ相成碯と難渋仕候、兎

に角心配仕候内

御館様二も東京へ御引移何れも様一般之御事二は候得共夷二恐縮

(虫損)

仕候従前御□恩ヲも不顧奉恐入候得共、此頃二而は片岡相統難相
成終二は絶家二も可至やと歎かは敷存候間、江岑院無伝道二居士
并倅宗知御奉公申上候訳柄被為聞召猶此上片岡家名相統仕候様、
御扶助御合力之程奉歎願候、右歎願御合力被成下候得は家名相統
出来、道二居士倅宗知泉下二而も 御家様御恩奉悦私は不及申上
生々無々之御重恩と難有仕合奉存候以上

城州雄徳山八幡宮元社司片岡弥吉

家名当時相統人御館様旧御茶師

宇治東町住

明治八年亥十二月十三日

片岡道二(印)

同四番町片岡家親類

竹田紹清(印)

同四番町当道二実家

酒波多遅磨(印)

浅野御館様御家令中様

御取成奉頼

No.三七 江戸表入用の茶御用仰付につき願書覚

乍恐奉願口上覚

一従私先祖之者御由緒を以今二御館入仕不相替御茶御用初メ其外
結構二蒙 仰御恵之御蔭を以家名相統仕御厚恩之程忘却不仕難有

仕合奉存候、然ル処御時節柄之義二付近來は乍恐姫若様方へ被 進
候御茶御用等迄も不被 仰付恐入候次第奉存候、且被 召上御用御
煎茶も御在国年計り二而御在府年二は被 召上、御煎茶初メ御客其
外御次之御用等迄も江戸表二而御買上ケニも相成候事哉不被為仰
付歎ケ敷恐入奉存候、乍恐此以後江戸表御入用御茶御用之義仮令壹
斤貳斤之御用たり共多少二不拘、何卒一円二私へ被為 仰付可被下
候様奉願上候、御茶之義ハ尚又精々入念奉詰上候、御時節柄之事故
御失墜之掛り候事も恐入奉存候間、入物等之處は洩貼通箱二仕置
年々冬二代勤之者出府之節入物は受取、江戸御家舗着迄之道中駄賃
銀等も私方二而相弁へ其余末々並之御茶并御番茶等は船廻シニ仕、
諸入用之義は右同様都而江戸表二而御買上ケより御茶之義は宇治
元方之事故如何様共被 仰付次第出精仕奉調進候、御茶料之處ハ伏
見従 御屋舗六月と十一月と両度二頂戴仕度誠ニ聊之御失墜も掛
り不申候、乍恐御自由ニ奉調進少シも御用闕等是不仕御用之割ニ応
シ不堪月々ニ入念損シ不申候様ニ差下シ申候、自然道中二損シ御用
ニ相立不申候ハ、尤上下之駄賃銀等も私方二而相弁申候間其俣御
差戻シ被成下候、何分御家様計り二而相統仕候私御座候故御蔭二無
御座候而は公儀之御用向も難勤御座候間、何分右願之通格別ニ御仁
恵之御計を以御許容被成下候様奉願上候以上

天保六年未八月日

片岡道二印

恒川左源次殿

No.三八 広島御城下の茶専売につき願書

奉願口上書

御由緒之廉を以先祖之者より

御館入 仕御蔭を以家名相続仕難有仕合奉存候、然ル所従前々御国表

〔者共〕

御領国一円御茶詰出罷在候処前代之節 勝手向不如意二而不相応之
借財相嵩何角不束之事共二而他之者へ御茶□方為相任罷在候二付
多分之名目借財方之濟方手段も無御座当惑罷在候、何とも恐多奉存
候得共

〔仕私方〕

御城下茶店方他茶取扱不致岩之進方 製茶已而取扱候様廣嶋市中御
触流被成下候ハ、難有可奉存候、且亦廣嶋表え片岡道二名前二而立
入候者共兩人計有之趣、是等之所も御差留被下片岡岩之進計り立入
御免被成下候ハ、其余光を以先代より之財借済方且は家屋敷修覆
等差加へ度奉存候間、厚御仁恵之御沙汰奉願上候以上

安政 二月

片岡岩之進

後見

酒波伊勢守

筒井極人様

No.四二 親類書

〔貼紙〕

〔文化十一年戌十二月父道二隱居仕私名跡
相続御茶御用不相替被為 仰付相勤罷在候〕

親類書

片岡道二

親類書

本國大和

片岡道二

生國

当亥拾八才

台徳院様御代先祖片岡道二と申者元和年中御茶御用□被 仰付代々
御用相勤

当御代不相替御茶御用被為 仰付相勤罷在候処此度父道二隱居仕
私名跡仕不相替

御茶

御用被為 仰付相勤申候

一祖父

片岡道二死

一祖母

柳生但馬守様大庄屋

一父

森権左衛門死妹死

彦根家中

片岡道二

一母

後藤三郎左衛門死妹

一弟

片岡祐蔵

大津町人

一姉

納屋甚四郎妻

禁裏御用所

一姨

川端道喜妻

一從弟

同多三郎

一同

同金蔵

稻葉丹後守様用聞

一同

清水喜兵衛妻

縁類

酒多宗有

星野宗以

堀 真朔

長者宗味

堀 正法

木村宗二

竹田紹旦

竹田紹清

橋本玄可

馬場宗円

森本道加

喜多立玄

当所神明社神主

堀大蔵

右之通ニ御座候以上

文化十二亥年正月

片岡道二印判

上林六郎殿

上林又兵衛殿

No. 四四 拝借仕銀子之事 (新銀五百七拾五匁につき)

〔端裏書〕

享保七年

〔貼紙〕

〔五代道二享保八年亡到菅西岸居士〕

(朱書)

〔貳〕

(朱書)

〔先拝借上納〕

拝借仕銀子之事

(印)

一新銀五百七拾五匁也

右は親道二先年居宅類焼之節御貸銀返上殘御座候每暮銀五拾目宛無遲滞返納可仕候以上

(印)

享保七年寅正月

片岡道二(花押)

御勘定所

No.五三 芸陽罷下り差出願文扣

万延元申年七月

芸陽罷下り差出願文扣

片岡光宣

乍恐奉願上候口上書

一私儀家督万端先格通被 仰付難有仕合奉存候、然ル処当春

御神祭之節拝礼仕度心得罷在候処其砌未剃髮仕其後剃髮被為仰付難

有奉存候、此度御礼奉申上度罷下り候付乍恐

饒津宮え御茶一壺奉献備

御代々様え御茶湯一壺奉献備拝礼仕度且亦

太守様

少将様へ鯛一箱御茶一壺宛奉献上度持参仕候、何卒右拝礼献上之儀

願之通御許容被成下候ハ、如何斗難有仕合可奉存候以上

万延元申年七月

片岡道二印

栗間内蔵之助様

小幡孫兵衛様

八嶋外守様

大嶋鞠負様

桜井織部様

高野内膳様

杉宮龍三郎様

欄外表記

但 江戸留守之衆除

乍恐奉願上候口上書

浅野小六郎様

松野静磨様

永田寛二様

右七月廿一日栗間氏え持参致候処「八嶋氏」小幡氏 月番之儀被申聞候付

「八嶋氏」
小幡氏へ差出ス

（欄外表記）

「此願之趣御聞濟九月十五日夜五時小幡氏より挟み箱持参也」

乍恐奉願上候口上書

一私儀家督万端先格之通被為 仰付難有仕合奉存候、当春

御神祭之節拝礼仕度罷在候処其砌未剃髮仕其後剃髮被為 仰付難有

奉存候、此度御礼奉申上度罷下候二付乍恐

梅梢院様え御煎茶一壺箱入奉献上度奉存候何分宜御執成奉願上候、

且御上り御茶一式何卒私家御由緒之辺を以私へ被為 仰付被下候

ハ、家名相続仕外聞実儀難有仕合可奉存候、右願之通御聞濟被成

下候様偏奉願上候以上

万延元申年七月

片岡道二印

渋江舎人様

上

右七月廿二日差出ス道二清兵衛伊助

乍恐奉願上候口上

一

私儀

家督万端先格之通被為 仰付難有仕合奉存候御茶御用等不相替蒙
仰冥加至極難有奉存候、乍恐

太守様より

少将様え被進御用且

可

御両殿様召上り御煎茶御用被 仰付被下候ハ、難有 奉存候、御
当所茶店へ被 仰付候趣承知仕候御用相勤候御茶師乍有茶店へ御
太切之召上り御用被 仰付被下候而は御由緒を以御館入仕候廉
も給り甚歎ケ敷御儀奉存候、何卒御茶一式御用被為 仰付被下候
様奉願上候、何分二も一家御引建と被思召右願之通御許容被成下
候ハ、廣太之御恩難有仕合可奉存候以上

七月

片岡道二印

石田平五郎様

今中大衛様

乍恐奉願上候口上書式通

乍恐奉歎願候口上

一御吉例二依而例年御茶御用不相替被為仰付外聞実儀難有仕合奉
存候、然ル処文化年中は多少之御用御座候処当時御重数無數相成文
政十年迄は籐四郎御代々新御重半拾九昔御詰五斤式奉詰上大判壹
枚被下置候処、文政十一之比より半廿五昔御詰拾斤可詰上旨被仰渡
尤御年限も被為在候由二御座候処最早余程年限も相立候得共今以
右之通詰上来候、三吉野御重代り新御重は段々御減方二相成右
様相成候而は実二難立行何卒以前之通被為 仰付被下候様奉願上

候、是迄も伏見御屋鋪迄度々歎願仕候折柄御茶師共惣仲ケ間之者共
夫々御館入先差出二相成依之一同調印仕歎願可仕趣申聞候得共余
り多人数調印願書差上候も奉恐入只此度私

一名二而奉歎願候間、何卒願意之処被為 聞食分御執成を以願之通
御許容之程奉願上候以上

片岡道二印

万延元年申七月

石田平五郎様

今中大衛様

乍恐奉願上候口上

上

貼紙

一私家之儀は乍恐

御先祖様え段々御由緒も御座候二付前々より御館入仕御蔭を以家銘
相続仕難有仕合奉存候、然ル処宝永年中元禄之比は 御領国市中
并村々迄他国より入込候茶御運上御取立被成下頂戴仕り来り候
処、其後中絶仕罷在候二付先達而京都 御屋鋪へ奉願上候儀は古
来之通被為 仰付可被下候様出願仕候、則御年寄様方へ京都御留
守居様より御進達二相成御座候且当春

御神忌之節拜礼仕度奉存候処、折節所勞二而得出府不仕此度

御茶初穂奉献備

饒津宮拜礼仕度旨御用人中様方へ出願仕候儀二御座候

ママ

然ル処 御城下茶商人之者共私家之茶已而売捌可致旨被 仰渡可
被下候ハ、難有可奉存候、尤他之茶参仕共一切取扱不仕様二相成

候ハ、御由緒之御蔭ニ而如何計難有仕合可奉存候、則御由緒之辺書写筒并極人様より御年寄方へ御廻しニ相成御座候間、何卒格別之御仁恵之御沙汰を以右願之通御聞濟被成下候ハ、家名相統之基ニも相成御高恩之程深難有可奉存候以上

年号七月廿六日持参ス

片岡道二印

御奉行所 西月番今村丈之助殿也

口上扣

此度御当地へ罷出左之御方角へ度々罷出申度候付御行通之儀京都於 御屋敷筒并極人様へ申出候処委細は御年寄様方へ申進候故心配ニ不及旨被仰下候付心得不仕罷在候、且月越しニ相成候処も難計何分御行通月越し之处旅宿町分世話ニ不相成様御取成可被下候様奉頼上候以上

七月廿七日

片岡道二

右手代治兵衛持参ニ而町奉行所玄関取次へ頼置帰ル

(貼紙)

「 覚

三之御丸

竹之御丸

御家老方

御年寄方

御用人方

大御小姓頭方

御騎馬頭方

町奉行方

御勘定奉行方」

八月十九日持参

乍恐奉願上候

一

私先祖之者

御由緒を以 御館入仕御恵之以御蔭連綿相統仕難有仕合奉存候私家督相統剃髪等被為 仰付外聞実儀難有仕合奉存候、右御礼奉申上度且

饒津宮拝礼仕度罷下り候付乍恐奉願上候、兼而御聞上ケも被成下候通八幡表罷居候節 秀吉公 家康公御朱印知行拝領仕罷在候砌御懇之御書被下置候

御先代様ニ而は

長政公私先祖弥吉宅江被為 成候御事も御座候、其後八幡立退候義は御承知も被成下候次第二付不奉申上候、立退候砌

幸長公より御懇之御直書被下置、其後居宅類焼仕候節も

長晟公より為御見舞御飛脚を以 御懇之御書被下置其上御銀拝領仕

御国ニ住居仕候比江戸表より御内書被下置其 御代御意を以御

用之御茶製等仕可然との御事ニ而、則於宇治屋敷御買上御紋附之

瓦杯ニ而誠結構御普請被 仰付御茶園畑迄御買上被下置拝領仕、

其外 御領国御茶之儀一円支配も被為 仰付 御領国え引越罷

在申候節佐伯郡之内ニ而知行被下置或時は

光晟公御側ニ罷在候節御腰物拝領仕候、且私名跡相統剃髪仕候事は

伏見 御着座之砌於 御館被仰付名も道二ト改名仕 御目見被

仰付候吉例ニ御座候処、祖父道二より京都於 御屋鋪御留主居中

初御役人中御立合ニ而剃髪被 仰付紋付之御十徳拝領仕、御料理

被下置候前件之次第荒増奉申上候、私方ハ外ニ御館入御方も無御座只様御家様之外御縫り奉申上候御方無御座別紙を以奉御高覽入候口上書本願書ニ認メ入候儀は、乍恐

尊号奉書上候事故奉恐入態と別紙相認メ奉願上候御面倒恐をも不顧奉歎願候、何卒今一度家名相続御引建テ之程御高評御沙汰偏奉願上候以上

万延元年申年八月

片岡道二印

御用人宛也

上

片一

但本御用人御名前也

諸口紙帳ニ認メ差出

乍恐以別紙奉願上候口上書

一御領国御茶一円支配可仕旨蒙 仰候御事も御座候、何卒古来之通被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、左候ハ、其御余光を以家名相続之仕度、乍恐御益奉差上候而成共御許容可被成下候様奉願上候

一御米年々不相替被下置難有仕合奉存候、往古は百俵被下置候処中古より五拾俵被下難有奉頂戴候得共、何卒如元之被為仰付被下候様奉願上候

一仁保嶋拝領山ニ先祖道二并吉十郎之墓所御座候処、毎之比より歟聊御年貢相掛上納ハ仕り来り候得共元拝領山之儀御座候、御年貢何卒御免被成下候ハ、難有可奉存候

一私居宅之儀大破も御座候付修復等不仕捨置御座候而、只今ニ而は

貼紙 1

住居難出来前道二娘式人私共三人実家酒波伊勢守方ニ同居仕候儀御座候、何卒御普請被成下候ハ、難有仕合可奉存候、誠ニ御時節柄恐をも不顧奉願上候段重々奉恐入候得共、不得止事奉願上候、前道二代身分不相応之借財仕凡八百金程も借入置、中ニハ御名目銀等御座候外借口々御座候内旧冬京都御奉行所へ出訴仕候者御

〔弟〕

座候処判人ハ道二并長茶宗味之印形ニ御座候、然ル処弟宗味儀ハ十三四年前相果申候道二儀は五ヶ年以前相果申候ニ付種々世話相掛諸入用等ニ誠当惑困り入申候、書入質物家屋敷茶藨畑迄書入置有之迷惑至極仕候、当春公事済口書入之地面皆差出申様ニ相成申候ニ付扱人を以漸々三分一相渡し申候、殘金八年賦済方之裁許ニ相成乍迷惑右之通ニ而事片付申候先祖之者拝領之屋敷ニ付誠以心痛仕候、又ハ公儀年貢諸掛り銀等年々上納ハ仕り来候得共右様相成申候而は永統之程無覺束歟ケ敷奉存候ニ付、私代ニ取戻し度心得ニ御座候得共何分非力之私何卒乍恐御賢察之程奉願上候

〔程〕

一先々代之者より不如意ニ相暮居候処前代之節別而多分借財仕候付御当地へ御茶詰出難出来候付、御得意方へ自分之名前ニ而御茶壳

2 捌候様ニ申付他之者御茶持参仕壳払候処、片岡家々々之為方をも不弁兎角身勝手仕諸得意先氣請惡敷相成、殊之外御茶不繁昌ニ

〔ハ御座候得共〕

〔処〕

相成迷惑仕此度余程之御茶仕入持参候得共捌兼申候、何卒

願之

通被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候

「願」

右奉■上候儀本願書ニ認メ入御高覧ニ入可申上候処、乍恐尊号奉書上候ニ付恐多奉存別紙を以奉願上候、右申上候儀は事柄之訳分兼候付、恐多奉存別紙を以養父之不束成事共惡訴仕候儀不孝之至御呵も

「余儀」

可蒙儀と乍奉存不得止事、背服と申場ニ成行無^〆奉歎願候間、今^〆一度何卒今一度元之片岡ニ御引立被為遊被下置候ハ、御厚恩之程子孫忘却仕間敷、且御用太切相聞家名相統之儀若輩之私乍不及身骨を刺相勤申度奉存候、此段被為聞召分格別之御憐愍を以御仁恵之御沙汰奉願上候以上

万延元年八月

片岡道二印

在国御用人中宛

袋トシ

乍恐以別紙奉願上候

（貼紙1）

「諸家様方へ御館入仕候御茶師共之居宅皆々立流ニ仕り御座候、御見聞も被為在候通私宅事内外共大破ニ相成誠ニ見苦敷、実ニ乍恐御称号え奉対人口之程歎々敷恐入奉存候、當時は住居難相成無^〆養父之娘式人私共三人実家之方ニ同居仕候儀ニ御座候間、何卒御普請被成下候ハ、難有仕合奉存候、誠ニ時節柄恐をも不顧奉願上候段重々奉恐入候得共不得止事奉願上候」

（貼紙2）

「前々代之者より不如意相暮罷在候処、前代之節別而多分借財仕

御当地へ御茶詰出候事も難出来無^〆掬得意之方へ自分之名前ニ而御茶壳捌候様申付他之者持参仕壳払候処、片岡家之程々之為方をも不弁兎角我身勝手仕諸得意先キ氣請惡敷相成、只今ニ而は何方よりも茶用不申参御茶不繁昌ニ相成御座候得共、乍併外々よりは御茶も入込御座候趣相聞へ申候、ヶ様ニは御座有間敷と存此度御茶仕入参り申候処一向捌兼当惑仕候、何卒願之通被為仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候^〆以上」

乍恐奉再願候

去月廿六日奉差上候願之趣市中御触流御許容被成下候御儀と御沙汰日々御待奉申上候此度御茶余程持参仕居り候、且は長逗留ニも相成旁以奉再願候、然ル処茶之直段之儀は定り御座候ニ付定メ直段書入候茶銘書等町方迄も為配置申候儀御座候、且亦町方茶商売之者へ茶を差遣し候而も代銀若不算用ニ相成候而は無^〆掬茶之品柄引下ヶ惡敷仕候より外致方無御座候、右様相成候而は私家之名おれニ相成迷惑仕候、何卒市中之内ニ手元慥成町人え片岡茶取次問屋致呉候仁体御見立之人え被仰付被下候ハ、冥加至極難有可奉存候、御憐愍を以右願之通御聞濟急速御沙汰之程偏奉願上候以上

申八月五日

片岡道二印

御奉行所 東月番川崎廉之助殿也

上

奉願上候口上

上

一 私儀先祖之者より御由緒を以 御館入仕御惠之以御蔭家名相
続万端先格之通被為仰付難有仕合奉存候、此度家督始ニ付御礼且
饒津宮え御初穂之御茶奉獻備拜礼仕度

御代々様え御茶湯奉獻備拜礼之儀御用人中方迄出願仕候儀ニ御座候
御家様え家督初メニ付御煎茶一壺奉進上御礼奉申上候間宜御取合
セ被成下候様奉願上候、然ル所私養子名跡相統被仰付為御礼罷下
申候付御家中何方罷出候而も前代之不束之事共御座候儀被仰聞
扱々迷惑仕候養父之不束之事共養子之私より悪訴仕候儀不孝之次
第二付相慎可申上筈ニ而は無御座候得共、兼而親類之者共申聞候
ニは不申上候而は事柄之次第相分り不申、且は家名立行不申様相
成候而は相統仕候無詮も不苦旨申候ニ付無扱御用人中迄前代不行
届之段御理申上候儀ニ御座候

御家様へ奉対是迄不実成勤向仕罷在候儀私御引立と被 思召、何
卒私へ被為 免被成下候事も古来之通被仰付可被下候様御咄奉申
上候、右願之通御執成御沙汰之程偏奉願上候以上

年号八月

片岡道二印

三家老衆用人宛

右近様

主水様

豊後様

井上市太郎
脇本武兵衛
熊谷善兵衛

河瀬喜和馬
山村静登

村上彦右衛門
渡辺雅人
堀尾善太夫

半切紙

口上

今度為御礼御国へ罷出 御家様方より為御礼御煎茶一壺進上仕御玄

関へ罷出候節願書持参仕候、然ル処差上物并願書是は御茶道方へ向
御差出被成候様ニ而以御使被仰下右ニ付貴宅へ持参仕候処、前代道

(ママ)

二不束之次第被仰聞候趣御尤至極奉存候、何分前代之者氣促已而仕
乱心者ニ御座候付親類共附会無之内段々増長致候付無余儀手逼入
置御座候処追々病氣差重り五ヶ年以前相果申候、且又入用之書留類
一切無之様相成何事も相分り不申当惑仕候次第御座候、就而ハ貴所
様方種々御配意被下候趣誠御氣之毒之段御察申上候、私代右様之事
共仕間敷候間是迄行違私へ御免被下古来之通万端御取成之程偏奉
願上候以上

八月

片岡道二

光宣

右近様茶道也

久保玄佐様

主水様茶道也

(虫損)

久保貞佐様

中村泰心様

□□差略有之

八月十九日出ス

乍恐奉申上候

上

往古茶運上御取締被成下候旧記御高覧ニ奉入度持参仕候間何卒御
一覽被成下候様奉願候、且先願之趣宜奉願上候併差向候処 御城下
町中え宇治茶私家之外他之者より仕入不相成趣御触流急速被 仰
出被下候得は私持参之茶完捌一応宇治へ引取申度候付、右御触流被
成下候ハ、難有可奉存候以上

八月

片岡道二印

御奉行所 旧記持参預「^(虫損)」

乍憚口上書

先達而出願仕候儀宜奉願上候、然ハ夏衣着類用意仕罷出候処衣替之時節相成急々取寄度存罷在候ニ付如何可仕哉乍憚御尋奉申上候以上

八月三日

片岡道二

御月番

御用人中様

覚

一白銀 三枚

右は此度差上物仕候ニ付從

太守様被 下置冥加至極難有^{仕合}奉拝受候処仍如件

万延元年九月廿三日

片岡道二印

今村文之助殿

川崎廉之助殿

右之通少将様と式通認差出ス^(宿主伝へ差出候事)

三國屋善兵衛也

(欄外表記)

「御奉行衆兩名之切紙目錄等別紙有」

十月十四日

乍恐奉願上候

一去々月御用人中様方迄以書付奉歎願候儀御時節柄恐をも不顧容易不成願御座候得共格外ニ思召御裁許被成下候様何卒宜御沙汰奉願

拝受物手形 一通一

欄外表記

上候、扱七月九日宇治発足仕御当地へ罷出余程之日数ニも相成候ニ付再歎願仕度奉存候ニ付、何分御憐愍を以再度御引立被成下家銘相続之程偏奉願上候以上

万延元 十月

片 印

關藏人様

御小姓中

欄外表記

(欄外表記)

「十月廿日此分戻ル」

十月十四日

乍恐以書付奉申上候

一八幡社祠相勤候先祖片岡弥吉知行御朱印頂戴罷在候砌、八幡宅へ

「比」

御先祖様被為 成其砌淀ニ御在城松平越中守様御同道ニ而殺生禁制

之御場所ニ而御鷹之御遊被為在候ニ付右弥吉御朱印知行家屋敷其

俣差置所ヲ立退候儀ハ、乍恐

御先祖様御為方と奉存相働キ申候筋合ニ寄り御国へ被為召寄於御側

ニ相勤罷在候者二代御座候、其砌御直命ニ而御米式千石御貸下ケ

被成下右御米を以御家中方并松平越中守様御家老衆へ口々貸附其

利足を被下置候事も御座候、右帳面証札等所持仕候得共此度持参

不仕候、右様 御懇命奉蒙候ニ^付則御因縁被為在候 杉原伯耆

守様御直書入御覽候恐入候得共御一覽被遊可被下候、且三代目之

者を從御命御茶師ニ被成下今以 公儀御茶御用相勤居り候

公儀名跡相続之儀は外之御茶師共ハ 公儀表家督被仰付其後銘々

御館入仕候諸家様方へ家督願等仕候得共於私家は

御館様へ家督願相済剃髮被 仰付候後 公辺より之

家督願仕候先格二御座候既二 公辺は尔今前代之道二名前二而病中二付仲ヶ間之者代勤仕罷在候、私名跡願当冬出願可仕筈仲ヶ間之者へ頼置候得共 公辺御数寄屋方并諸役方之音信多分入用有之且亦

公儀御用料頂戴仕候得共年中勤向二付多分入用相掛年々余程之足シ金御座候二付必至難渋之私自然不行届不調法等出来仕而は却而恐入候儀二付、仲ヶ間之者共迄御用御免之儀申出度奉存候得共元来

御館様より御茶師二被成下候儀二付御窺奉申上御聞済無御座候而は御免願難仕御座候、ヶ様申上候も代々不如意二暮候中二も前代之者別而大借仕置私二において迷惑至極仕候永世相続可仕先祖之者知行差置其俣立退候趣意柄御賢察被成下其代り二被遣と被思召願之通被為仰付被下候ハ、私ハ申上不及先祖之者如何計難有可奉存儀と奉存候、何卒永統之程御憐愍を以格別之御沙汰奉願上候以上

年号月

片 印

欄外表記
閑蔵人様

(欄外表記)

「十月廿日ニ此分戻ル」

十月十七日差出

乍恐奉再願候

一去ル八月以書附奉願上候儀御時節柄恐も不願容易不成願ニ御座候

得共格外二被思召急速御裁許被成下候様偏奉願上候、在所七月九日出立仕余程日数二も相成乍恐奉再願候何分御憐愍を以御救再度

「可仕様被成下候ハ、」

御引立永統為致可被下候ハ、先祖之手向ニも相成難有仕合可奉存候、然ル処八幡社祠相勤候先祖片岡弥吉御朱印知行頂戴罷在社祠仲ヶ間之役を勤居り候砌弥吉宅へ折々

御先祖様被為 成其比淀ニ御在城松平越中守様御同道ニ而殺生禁制之御場所ニ而御鷹之御遊被為在候節、右弥吉役ヲ持居り候二付御朱印知行家屋敷其俣差置所を立退候儀は乍恐

御先祖様御太切と奉存相働キ申候筋合ニ寄御国え被為召寄於御側ニ相勤罷在候者二代御座候、其比御直命ニ而御米式千石御貸下ヶ被成下右御米を以当御家中方并松平越中守様御家老衆へ口々貸付其利足を被下置候事も御座候、右帳面証札等所持仕候得共此度持参不仕候、右様 御懇命奉蒙候程之儀御座候則御因縁被為有候 杉原伯耆守様御直書入御覧候恐入候得共御一覽可被下候、且三代目之者を御直命ニより御茶師二被成下今以 公儀御茶御用相勤申居候 公儀名跡相続之儀は外之御茶師共ハ 公儀表家督被 仰付其後銘々御館入仕候諸家様方へ家督願等仕候得共、於私家は御館様え家督願相済剃髮被 仰付候後公辺之家督願仕候先格二御座候既ニ 公辺ハ尔今前代道二名前二而病中二付仲ヶ間之者代勤

「申聞候」

仕罷在候私名跡願当冬之出願可仕筈仲ヶ間之者より頼置候得共公辺御数寄屋方諸役方之音信多分入用有之、且又

公儀御用料頂戴仕候得共年中勤向多分入用相掛年々余程之足シ金御座候二付必至難渋之私自然不行届不調法等出来仕候而は却而恐

入候儀付、仲ヶ間之者迄御用御免之儀申出度奉存候得共元來

御館様より御茶師被成下候儀二付御窺奉申上御聞濟無御座中ハ御免願難仕御座候、ヶ様成行候も代々不如意ニ暮候中ニも前代之者身分不相応之大借凡八百金余有之誠当代難立行候付御由緒之御方様へ歎願可仕より外致方無御座旨仲ヶ間之者共より申聞候程之事

〔誠〕

二御座候間空家之跡相統之私ニおいて迷惑至極仕候、何卒乍併永世相統可仕先祖之者何角捨置立退候趣意柄深御賢察被成置何卒其返報ニ被下置と被思召願意相立候様被為 仰付被下候ハ、私ハ奉申上不及祖之者共如何計難有仕合可奉存儀と奉存候間、御憐愍を以格別之御沙汰奉願上候以上

年号十月

片——印

御用人中様 月番石田平五郎殿也

十一月八日出ス

町奉行方へ左之通入

乍恐奉願上候

○御用人中様迄

一去ル八月以書付○奉願上候処御聞込ニ相成何れ御沙汰被成下候趣ニ付引取候而可然旨被 仰付難有奉存候、然ル処此度御茶余程之処仕込持参仕候得共御地ニ而頓と捌不申在所へ持帰り候事も仲ヶ間之者へ面北次第も無御座候二付、長崎へ持行捌候積リニ而先月手代之者壹人持行申候捌候共年内ニ帰リ候哉年越し相成候も難計、就而ハ七月以来路用御当地之仕舞等且ハ在所方ニ而帰り次第可渡約定仕置候旨角も有之公儀御年貢等手宛ニ差支当惑仕候間奉恐入候得共何卒金百両拝借被 仰付可被下候様奉願上候、返上

納之儀は被 仰付候御用御茶料之内を以拾ヶ年賦ニ急度上納可仕候、尤伏見御屋鋪ニ而御引取被成下候而も宜敷御座候間御聞濟被成下候ハ、難有可奉存候、左候ハ、急々引取申度何分御憐愍愍を以願之通被 仰付被下候様偏奉願上候以上

万延——十一月

片——印

御用人中様 壹通 堀江氏

今村文之助様 壹通 川崎氏

川崎廉之助様

乍恐奉再願候

去ル八日以書付拝借之儀奉願上候通り御聞届被成遣一日も早ク帰可仕候様以御慈悲御執成之程偏奉願上候、是非此度之処百両無御座候而は在所方ニ違約ニ相成候而は以後必至手支ニ相成、且御当地之仕舞片付不申旁拝借被 仰付可被下候様幾重ニも奉願上候、此節辛便船御座候付帰郷仕度乍恐奉再願候以上

十一月十七日

片岡——印

御用人中様 壹通 月番堀江氏

今村文之助様 壹通 同川崎氏

川崎廉之助様

半切二認

奉願候拝借之儀以来御窺可申上之処所勞ニ而長髪ニ付代人を以御同上候、最早余り無御座候ニ付世話敷申上候段恐入候得共、何卒急々御沙汰奉願上候以上

十一月廿五日

片岡道二

御用人中 壹通

今村——壹通

川崎——

乍恐押而奉願上候

当月九日拝借之儀奉願上又候十七日奉再願廿五日伺書差出候処廿七日御用番より当御場合之儀二付、ヶ様之儀は別而難御申談候二付願書式通御差戻二相成奉恐入候、然ル処御当所二名染之方角等も無御座外二融通等仕候方も無之当惑仕候、先日も申上候通 公辺家督当冬出願仕候手筈二相成御座候旁以一日も早引取申度候得共、先願申上候次第二付引取候事も難出来差掛り難決之場御賢察御助ヶ被成下拝借被 仰付被下候様御慈悲之程恐多儀二御座候得共押而奉願上候以上

申十一月廿九日

片——印

御用人中様 壹通 月番八嶋氏

今村文之助様 壹通

川崎廉之助様 月番川崎氏

乍恐又候奉願上候

御用人中様迄先達而奉願上候本願書并拝借之願書共式通御戻り相成別紙写之通御達書昨夜御下ヶ二成実以難有仕合奉恐入拝見仕候後、夜中より上気か気味二而腹痛仕引籠罷在乍恐代人を以奉申上候御聞上ヶ可被成下候様奉願上候、兼而奉申上候通片岡家大借有之利銀多分入用之处今度御茶仕入且 公儀御茶師共長病人不相成趣嚴重被 仰渡右二付当冬中二家督出願仕約定右等二付多分入用有之御当地長逗留相成帰宅後手段可仕日数も無御座候二付無抛乍恐拝借奉願上候得共何卒御当地仕舞附候丈ヶ四貫目拝借被 仰付被下候ハ、引取申候様相成候、何分御慈悲ヲ以年内帰郷仕候様奉願上候

実々難決之場御助被成下候ハ、重々難有可奉存候以上

十二月十六日

片——印

今村

川崎

乍恐亦候奉願上候

先達而奉願上候願書并拝借之願書共式通御戻二相成御別紙御達書之趣難有奉拝見候処、御銀三拾枚被下置候趣実以難有仕合奉存候得共先願上候次第二付長逗留二相成諸雜費且は帰宅仕候手段可仕日数も無御座候故百金拝借奉願上候得共何卒御当地仕舞諸払入用丈御銀四貫目拝借被 仰付被下候ハ、引取申候様相成候間御慈悲を以年内二帰郷仕候様奉願上候、実々難決之場御助ヶ被成下候重々難有仕合可奉候、且又先達而本願書ヲ以御意可被成下旨御達書頂戴仕[■]右御書付を以仲ヶ間者親類共迄為土産持帰り吹聴可仕と奉存候処今度御戻二相成当惑仕候、右様相成り而は長々逗留仕居り仲ヶ間之者親類者え面皮無御座笑ひ者二相成候も歎ヶ敷何卒本願書御留メ置二相成候様奉願上候、何分右奉願上候次第厚御勘考被成下今度之難儀御助之程幾重二も奉願上候以上

申十二月十六日

片——印

御用人中様

乍恐奉願上候

別紙之通御用人中様迄亦候奉願上候間何卒御憐愍を以御聞濟被成下候様奉願上候、何分日数無之当惑仕居候勝手ヶ間敷願御座候得共急々御沙汰奉願上候以上

申十二月十八日

今村一様

川崎一様

片一印

■片岡道二家文書目録（平成22年度寄託史料）

番号	史料名	年代	差出人	受取人	形態	点数	備考
1-1	（書状、年頭挨拶につき）	1月15日	脇淡路守安興	片岡道二老	状	1	1は屏風一括
1-2	（書状、年頭挨拶につき）	2月22日	脇伊勢守安実	片岡道二老	状	1	
1-3	（書状、年頭挨拶につき）	3月22日	片石見守貞芳	片岡道二老	状	1	
1-4	（書状、元服祝儀返礼につき）	4月12日	脇中務少輔安興	片岡道二老	状	1	
1-5	（書状、八幡式部卿へ短冊十枚頼むにつき）	6月26日	杉長兵衛長勝	片岡道二老	状	1	
1-6	（書状、家督祝儀返礼につき）	6月10日	松式部長照	片岡道二老	状	1	
1-7	（書状、夏切茶到来礼状につき）	7月16日	脇淡路守安親	片岡道二老	状	1	
1-8	（書状、茶到来礼状につき）	8月21日	脇主殿	片岡道二老	状	1	
1-9	（書状、出府入来礼状につき）	12月7日	柳備前守俊峯	片岡道二老	状	1	
2-1	（書状、年頭挨拶につき）	1月31日	脇淡路守安親	片岡道二老	状	1	2は屏風一括
2-2	（書状、河内守叙爵祝儀返礼につき）	2月23日	松越中定賢	片岡道二老	状	1	
2-3	（書状、端午祝儀返礼につき）	5月6日	松越中定綱	片岡道二老	状	1	
2-4	（書状、婚礼祝儀返礼につき）	6月18日	松越中定賢	片岡道二老	状	1	
2-5	（書状、家督祝儀返礼につき）	12月2日	脇主殿	片岡道二老	状	1	
2-6	（書状、所替祝儀返礼につき）	12月5日	松越中定賢	片岡道二老	状	1	
2-7	（書状、年頭挨拶につき）	1月13日	脇淡路守安興	片岡道二老	状	1	
2-8	（書状、河内守結納祝儀返礼につき）	2月27日	松越中定賢	片岡道二老	状	1	
2-9	（書状、相続祝儀につき）	7月15日	脇淡路守安親	片岡道二老	状	1	
2-10	（書状、大祖母婚儀祝儀返礼につき）	9月3日	脇淡路守安親	片岡道二老	状	1	
2-11	（書状、婚礼祝儀返礼につき）	12月18日	松越中定賢	片岡道二老	状	1	
2-12	（書状、縁組祝儀返礼につき）	12月7日	松越中定賢	片岡道二老	状	1	

番号	史料名	年代	差出人	受取人	形態	点数	備考
36	乍恐奉願口上(御紋付羽織拝領につき)	嘉永5年8月	片岡道二他1名	長沼春可老	状	1	
37	乍恐奉願口上覚 (江戸表入用の茶御用仰付につき)	天保6年8月	片岡道二	恒川左源次殿	状	1	
38	奉願口上書 (安政)2月 (広島御城下の茶専売につき、案文)	片岡岩之進他1名	筒井極人様	状	1		
39	欠番						
40	御召御用新御壺御茶入日記写	卯8月	片岡		状	1	
41	(覚、元和3年8月16日付朱印状写につき)				状	1	
42	親類書 文化12年1月	片岡道二	上林六郎殿他1名	縦冊	1		
43	御茶料之覚 (安政6年)6月	星野宗以		状	1		
44	拝借仕銀子之事(御貸銀残銀につき)	享保7年1月	片岡道二	御勘定所	状	1	
45	(書状、屋敷破損見舞につき)	9月22日	松越中定綱	片岡道二老	状	1	
46	(書状、出役の件につき)	12月26日	長恵		状	1	
47	(絵図、片岡道二屋敷地につき)				状	1	
48	(絵図、片岡道二屋敷地につき)				状	1	
49	茶目録(半二拾箱に詰め江戸へ)	8月	井口金右衛門他2名	片岡道二老他1名	状	1	
50	御茶料請取手形	文久3年10月	菱木宗見他1名	高橋佐治衛門殿	状	1	
51	奉願上候口上書 (辰年分合力米下されるよう件につき)	明治3年5月	片岡道二	熊谷直彦殿	状	1	
52	(覚、茶目録につき)	9月4日	脇坂左司馬他4名	片岡道二老他1名	状	1	包紙共
53	藝陽罷下り差出願文扣	万延1年7月	片岡光宜		縦冊	1	
54-1	(書付、「葬祭 専修院」)				状	1	54は重折一括
54-2	かい物帳	片岡		横冊	1		
54-3	御悔帳 慶応3年9月10日			横冊	1		
54-4	御香典帳 慶応3年9月10日			横冊	1		
54-5	買物并日雇覚 安政3年12月	片岡		横冊	1		
54-6	(覚、米油等数量書上)				横冊	1	
54-7	片岡道二妻七浦病中至来物控	慶応3年			横冊	1	
54-8	七浦病中諸雑費記	慶応3年			横冊	1	
54-9	九代目光治七男恵光院玉山智琢童子葬 式諸留	(天保14年9月)			横冊	1	

番号	史料名	年代	差出人	受取人	形態	点数	備考
14-11	御茶入日記(極上半三、御詰)	戌 8 月	片岡		状	1	
14-12	御茶入日記(極上半三、御詰)	酉 8 月	片岡		状	1	
14-13	御茶入日記(極上半三、御詰)	申 10 月	片岡		状	1	
14-14	御茶入日記(極上半三、御詰)	未 8 月	片岡		状	1	
14-15	御茶入日記(極上半三、御詰)	午 9 月	片岡		状	1	
14-16	御茶入日記(極上半三、御詰)	丑 8 月	片岡		状	1	
14-17	御茶入日記(極上半三、御詰)	子 8 月	片岡		状	1	
14-18	御茶入日記(極上半三、御詰)	丑 8 月	片岡		状	1	
14-19	御茶入日記(極上半三、御詰)	寅 8 月	片岡		状	1	
14-20	御茶入日記(極上半三、御詰)	子 8 月	片岡		状	1	
15	(書付、酒浪伊勢守他 18 名親類書上)				状	1	
16-1	覚(伊予讃岐茶懸り銀などにつき)	辰 10 月 8 日	中嶋本町若狭屋九右衛門		横冊	1	16 は綴り一括
16-2	覚(若狭屋七郎右衛門他 1 名、煎茶など支配若狭屋九右衛門の請人につき)	10 月 11 日			状	1	
16-3	(書状、預御状并音物につき)	8 月 27 日	三原屋小十郎	片岡道二様	状	1	
16-4	(書状、当地煎茶入来減少につき)	閏 8 月 19 日	三原屋小十郎他 4 名	片岡道二様	横冊	1	
16-5	(書状、煎茶改の儀につき)	10 月 14 日	小鷹狩金大夫正方 他 1 名	片岡道二様	状	1	
16-6	(書状、若狭屋九右衛門煎茶支配につき)	10 月 11 日	三原屋小十郎他 4 名	片岡道二様	横冊	1	
17	乍恐口上(御茶支配願につき)	元禄 10 年	片岡道二			1	
18	乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候 (御茶料五カ年分前金願につき)	3 月 5 日	片岡道二	山村七兵衛殿	状	1	
19	覚(御勸請等記之事等につき)				状	1	
20	由緒書	天明 3 年 9 月			状	1	
21-1	一札 (金子調達のため石灯籠など売却につき)	安政 7 年 3 月	片岡道二		状	1	21 は重折一括
21-2	御願申上候事(帯刀御免につき)				状	1	
22	御茶料拝受手形	元治 1 年 10 月	片岡道二	三上勘兵衛殿	状	1	貼紙あり
23-1	子年分勘定帳	嘉永 5 年 12 月	辻宗治	片岡	横帳	1	23 は綴一括
23-2	嘉永六年丑年分片岡様出入勘定帳		辻宗作		横帳	1	
23-3	安政元寅年分片岡様出入勘定帳		辻宗作		横帳	1	
23-4	安政式卯年分片岡家出入勘定帳		辻宗作		横帳	1	
24	明治廿一年二月受取通(元金利子につき)		山本甚次郎	片岡富三殿	状	1	
25	奉願上口上書(京都屋敷にて剃髪につき)	未 12 月	片岡岩之進	筒井極人様	状	1	
26	御茶料之事 (御召御用・雇御屋鋪御用分につき)	明治 3 年 4 月	片岡道二	名井三右衛門殿	状	1	
27	奉嘆願候口上書 (合力米下されるようにつき)	明治 3 年 8 月	片岡道二	三上代太郎殿他 1 名	状	1	
28	奉嘆願候口書(御扶助合力につき)	明治 8 年 12 月 13 日	城主雄徳公八幡宮元 神司片岡弥吉家名当 時相続人御館様旧御 茶師宇治東町住片岡 道二 他 2 名	浅野御館様御家令 中様	状	1	28 は包紙共
29	奉願口上書(銀拝借仕りたく案文)		片岡道二印		状	1	
30	(書付、「十徳一ツ」)				状	1	
31	脇坂様勸方案文控	嘉永 6 年	片岡		横冊	1	後欠か
32	(覚、片岡宗衛門殿宛書状につき)				状	1	
33	(覚、羽柴秀吉書状につき)	宝暦 3 年 2 月 5 日			状	1	
34-1	(書状、山崎油の件等につき)	5 月 5 日	片岡道二		状	1	34 は重折一括、 34-1 は後欠
34-2	覚(藝州様より御合力米、借財高などにつき)	辰 9 月	片岡代酒波伊勢守		状	1	
35	(由緒書)	巳 10 月 15 日	片岡道二		横冊	1	前欠

■片岡道二家文書目録（平成21年度寄託史料）

番号	史料名	年代	差出人	受取人	形態	点数	備考
1-1	年中勤方記	寛政4年1月			縦冊	1	1は綴り一括
1-2	芸州進物帳	文化2年2月	片岡		縦冊	1	
2	覚(伊予讃岐茶販売の件につき)	寅12年11月	改所		横冊	1	
3	家賃請取通 (明治21年3月より同22年2月分につき)				状	1	包紙共
4	案文記(芸州浅野家への儀礼状につき)	文化14年1月	片岡		横冊	1	
5-1	芸州御用御茶無尽録	天保4年6月			縦冊	1	
5-2	御用御茶料之覚	亥年6月	星野宗以		状		5-1に挟み込み
5-3	覚(御茶料入用代金につき)	嘉永4年11月1日		片岡道二		状	5-1に挟み込み
6	(書付、菱木より承る脇坂様御用茶詰の件につき)				状	1	
7	明治八年亥七月節季調(各人分金銭書上)	明治8年7月			横冊	1	帳崩れ
8-1	(書状、恒例茶釜差上につき)				状	1	8は重折一括、 前後欠
8-2	覚(金銭書上)	9月13日	菱久	上	状	1	
8-3	(書状断簡)	12月20日	早川覚右衛門貞綱他2名	片岡道二様	状	1	前欠
8-4	覚(金銭書上)				状	1	後欠
8-5	覚(酒代勘定につき)		俵利	俵仁様	状	1	
8-6	おほへ(上酒代金書上)	9月14日	柏屋弁治郎	酒浪御氏	状	1	
8-7	おほへ(昆布代金勘定につき)	□月19日	京町こんふや	上	状	1	
8-8	(書付片岡家代々葬式書類など)				状	1	
8-9	おほへ(たばこ代金書上)	9月29日	□幸	酒なみ様	状	1	
8-10	覚(金銭書上)	卯10月5日	宇治橋詰蠟燭砂糖所伊勢瀬	酒浪様	状	1	
8-11	覚(金銭書上)	9月15日	山利	上	状	1	
8-12	覚(うなぎ等代金書上)	9月17日	幸吉	酒浪様	状	1	
8-13	覚(上中半紙代金受取につき)	10月1日	いせ瀬 宇治橋 詰蠟燭砂糖所伊 勢瀬	上	状	1	
8-14	(書状、生茶につき)	9月7日	森本道加	竹田紹旦様	状	1	
9-1	雑費留(誓澄寺、香林庵施物料などにつき)				横冊	1	9は重折一括
9-2	(覚、わさび等代金書上)	9月13日	六兵衛	御旦那様	状		前欠
10-1	覚(松竹など代金書上)		利八	四はん丁さか浪様	状	1	10は重折一括
10-2	(書状、近況報告)				状	1	後欠
10-3	(書状、「殿様益御機嫌能」)				状	1	後欠
10-4	(書状、御茶御用詰御札につき)				状	1	後欠
11	(覚、昆布代金書上)		京町こんふや	上	状	1	
12	到来覚(せん香等各人分品物書上)				状	1	帳崩れ
13-1	買物覚(飛龍頭等数量書上)				状	1	13は重折一括
13-2	(覚、長いも等数量書上)				状	1	
14-1	御茶入日記(極上半三、御詰)	寅9月	片岡		状	1	14は包紙一括・ 虫損甚大
14-2	御茶入日記(極上半三、御詰)	午8月	片岡		状	1	
14-3	御茶入日記(極上半三、御詰)	辰8月	片岡		状	1	
14-4	御茶入日記(極上半三、御詰)	卯8月	片岡		状	1	
14-5	御茶入日記(極上半三、御詰)	亥8月	片岡		状	1	
14-6	御茶入日記(極上半三、御詰)	戌8月	片岡		状	1	
14-7	御茶入日記(極上半三、御詰)	酉8月	片岡		状	1	
14-8	御茶入日記(極上半三、御詰)	申8月	片岡		状	1	
14-9	御茶入日記(極上半三、御詰)	亥8月	片岡		状	1	
14-10	御茶入日記(極上半三、御詰)	巳8月	片岡		状	1	

片岡道二家文書目録

■凡例

番 号：原則史料1点ごとに整理番号を付し、綴りや重折がある場合は整理番号の後に枝番号を付した。

史 料 名：表題がある場合はそれを記した。書状など、表題がない場合は（ ）内に内容などを記した。

年 代：史料にある場合はそれを記し、内容等から推定したものは、（ ）を付した。

差 出 人：原則表記どおりとし、複数の場合は「他何名」と記した。

受 取 人：差出人と同様とした。

形 態：史料の形態により、縦冊、横冊、状と記した。

点 数：史料の点数を記した。

備 考：「綴り」などの形状、および「前欠」などの状態を記した。

■摘要

宇治茶師・片岡道二家は、江戸時代、宇治郷一之坂町（後に東町）に居住し、将軍家のほか、安芸広島藩浅野家や播磨龍野藩脇坂家にも出入した御通茶師の一つであった。明治時代に入り、同家は宇治を離れ、茶師も廃業したため、同家文書の所在は不明なままであった。しかし、当館では、同家より平成21年および翌22年の二度にわたり同家文書群の寄託を受けた。この寄託により、同家文書が現存していることを確認できた。

本文書群は194点で、江戸時代から昭和時代の文書が含まれる。本目録では、このうち平成21年に寄託された史料と、翌22年に寄託された史料のうち、各大名家から片岡家に宛てられた書状が添付されている屏風（二曲）二隻を対象とした。

平成21年に寄託された文書群は、江戸時代の史料が中心で、御茶御用を勤めた浅野家関係の「勤書」や「進物帳」、各種願書などが多く見受けられる。一方、平成22年に寄託を受けた屏風には、21点の書状が添付されている。差出は、龍野藩脇坂家7代安興（1717―1747）、同9代安実（1745―1759）、同10代安親（1738―1810）のほか、領地替によって越後高田から陸奥白河藩に移った松平（久松）定賢（1709―1770）らである。内容は、片岡家からの年頭や祝儀に対する返礼である。

収蔵資料調査報告書

収蔵文書調査報告書 1	「白川金色院」と恵心院	1998年（平成10）
収蔵文書調査報告書 2	笠取地域の古文書	1999年（平成11）
収蔵文書調査報告書 3	上林三入家文書	2000年（平成12）
収蔵文書調査報告書 4	宇治上神社文書	2001年（平成13）
収蔵文書調査報告書 5	巨椋池漁師仲間文書	2002年（平成14）
収蔵文書調査報告書 6	上林春松家文書	2004年（平成16）
収蔵文書調査報告書 7	白川・藤川家文書	2005年（平成17）
収蔵資料調査報告書 8	戦争関係資料	2006年（平成18）
収蔵資料調査報告書 9	上林春松家文書 2	2007年（平成19）
収蔵資料調査報告書 10	幕末の銅版画	2008年（平成20）
収蔵資料調査報告書 11	宇治市の写真資料 1	2009年（平成21）
収蔵資料調査報告書 12	宇治市の写真資料 2	2010年（平成22）
収蔵資料調査報告書 13	宇治市の写真資料 3	2011年（平成23）
収蔵資料調査報告書 14	絵ハガキ 1	2012年（平成24）
収蔵資料調査報告書 15	片岡道二家文書	2013年（平成25）

※ 7 までは、『収蔵文書調査報告書』として刊行した。

収蔵資料調査報告書15 片岡道二家文書

2013年（平成25）3月31日

編集・発行 宇治市歴史資料館

〒611-0023

宇治市折居台1-1

TEL (0774) 39-9260

FAX (0774) 39-9261

E-mail : shiryoukan@city.uji.kyoto.jp